

(平成22年9月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
厚生年金関係	9 件

徳島国民年金 事案541

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和41年3月にA市区町村で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した。住所を変更したB市区町村においても継続して納付し、再度、A市区町村に住所を変更してからも継続して同じように国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和41年3月から61年3月までの国民年金任意加入期間(241か月)について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人が主張する申立期間当時の保険料の納付方法は、当時の状況と一致しており、不自然な点は見受けられない。

さらに、申立期間の前後は納付済み期間である上、その前後を通じて、住所や申立人の夫の仕事等生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間のみ保険料を納付していなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年9月まで

ねんきん定期便に記載されているA事業所に勤務していた申立期間当時の標準報酬月額が、給料明細書に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額より低い金額となっているため、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する申立期間に係るA事業所発行の給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額及び報酬月額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「申立人に係る当時の賃金台帳等の関連資料を確認したところ、申立期間については、誤って、申立内容どおりの報酬月額よりも低い報酬月額を社会保険事務所（当時）へ届け出ていたが、申立人の給与

からは、申立内容どおりの報酬月額に基づく標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」として、過小な金額の納付であったことを認めていることから、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和21年11月27日、資格喪失日は24年5月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年11月から22年5月までは420円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和21年11月27日から24年4月まで
私は、昭和21年11月から24年4月までの期間において、A事業所B工場
で勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていた。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述などから判断すると、申立人が、申立期間において、A事業所B工場に勤務していたことが認められる。

また、A事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で健康保険番号*の被保険者が確認できるものの、当該被保険者名簿は、損傷が激しく、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失日を確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、A事業所B工場において、申立人が昭和21年11月27日に厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、健康保険番号*と推認される基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の被保険者名簿における申立人と同姓同名の者の厚生年金保険の被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できるとともに、事業主は、申立人が昭和21年11月27日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、申立人は、「A事業所B工場を昭和24年4月に退職し、同年9月にC事業所に入社しており、その間、他の事業所において勤務していなかった。」と供述しており、前述の旧台帳によれば、申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記載は確認できないものの、昭和24年5月に標準報酬月額が5,000円に改定されていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人のA事業所B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、昭和24年5月1日とすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）のA事業所B工場の記録から、昭和21年11月から22年5月までは420円、同年6月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは3,300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年6月30日から同年7月1日まで
A事業所には平成11年6月30日までの期間において在籍していたが、社会保険庁（当時）の記録では厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年6月30日となっている。

調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の回答などから判断すると、申立人が申立期間においてA事業所に在籍し、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所に係る平成11年5月のオンライン記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事業所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成11年6月30日と記載して社会保険事務所（当時）へ提出されていることが確認できるところ、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って、同日として届け出たことを認めていることから、オンライン記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申

立期間の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

徳島厚生年金 事案476

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月5日から42年7月23日まで
社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について、昭和42年9月13日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和42年9月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案477

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月10日から45年2月10日まで
社会保険事務所(当時)に対し、厚生年金保険被保険者期間の照会をしたところ、申立期間について、昭和45年5月15日に脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答があった。

私は、脱退手当金の支給申請を行っておらず、受領もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年5月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月5日から49年4月1日まで

私は、申立期間において、A事業所B課に臨時補助員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無く、同じ時期にA事業所C課に臨時補助員として勤務していた私の友人には厚生年金保険の被保険者記録が有る。

調査の上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する監査調書の記録及び複数の同僚の供述等により、申立人が申立期間において、A事業所B課に臨時補助員として勤務していたことは推認できる。

しかし、前述の監査調書において、申立期間当時、A事業所B課で勤務していた臨時補助員は、申立人を含めて3人確認できるところ、A事業所B課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、全員が監査調書から確認できる勤務期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、うち一人は、「勤務期間中、厚生年金保険には加入していなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、A事業所B課では、必ずしもすべての臨時補助員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A事業所B課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間を含む昭和46年7月1日から49年4月8日までの記録に、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

さらに、申立人は、同時期にA事業所C課に臨時補助員として勤務して

いた友人に厚生年金保険の被保険者記録がある旨主張しているところ、事業所原簿によれば、A事業所各課が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった日はA事業所各課において異なっていることが確認できる上、前述の監査調書及び前述の被保険者原票によれば、申立期間前である昭和46年7月1日から47年8月31日までの期間において、申立人と同じA事業所B課に臨時補助員として勤務し、当該期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、その後、同年9月1日から同年12月14日までの期間において、A事業所D課で臨時補助員として勤務していることが確認できるところ、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことなどから判断すると、当時、A事業所においては、A事業所各課及び時期によって、臨時補助員について、必ずしも厚生年金保険の加入に係る取扱いが一致していたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月1日から同年7月1日まで
② 昭和59年4月1日から63年4月2日まで

私は、申立期間①についてはA事業所に勤務し、申立期間②についてはA事業所B所、同C所、同D所及び同E所にそれぞれ勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いため、調査の上、両申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A事業所が保管する臨時職員名簿によれば、申立人がA事業所（F課）において、申立期間①のうち、昭和49年2月1日から同年3月31日までの期間において勤務していたことは確認できるが、同年4月1日から同年6月30日までの期間における勤務実態は確認できない。

また、事業所原簿によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当したのは昭和50年5月1日であり、申立期間①当時、同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが確認できる。

2 申立期間②については、A事業所が保管する臨時職員名簿等により、申立人が、申立期間②のうち、昭和59年7月10日から60年3月27日までの期間においてA事業所B所、60年4月6日から同年12月28日までの期間及び61年1月6日から同年3月27日までの期間において同事業所C所、同年9月16日から62年2月28日までの期間及び同年3月2日から同年3月28日までの期間において同事業所D所、62年4月3日から同年12月28日までの期間、63年1月4日から同年3月26日までの期間及び同年4月2日から同年9月30日までの期間において同事業所E所で、臨時職員として勤務していたことは確認できる。

しかし、A事業所は、「厚生年金保険については、嘱託雇用の職員OB

やG業務従事者等、限られた者のみ加入させており、臨時職員で厚生年金保険に加入していた者はおらず、昭和63年4月に多数の臨時職員が一斉に加入したが、その際も厚生年金保険の加入については本人の選択制であり、その数年後に全員が厚生年金保険に加入することとなった。」と回答しているところ、オンライン記録において、申立人と同様に、昭和63年4月に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことが確認できる複数の同僚が、「厚生年金保険については、勤務開始と同時に加入させてくれなかった。」と供述していることなどから判断すると、当時、A事業所では、必ずしもすべての臨時職員を採用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、昭和58年4月1日から申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した63年4月2日までの期間における被保険者記録に、申立人の氏名等は確認できない。

さらに、公共職業安定所交付の申立人に係る雇用保険受給資格者証によれば、申立人が、申立期間②のうちの昭和61年4月17日から同年9月15日までの期間について、雇用保険求職者給付である基本手当を受給していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②において、申立人の夫の健康保険被扶養者として認定されていることが確認できるとともに、申立期間②のうち、国民年金法において第3号被保険者が定められた昭和61年4月1日から63年4月2日までの期間について、国民年金の第3号被保険者となっていることが確認できるところ、申立人は、「G市区町村役場へ自ら出向いて国民年金の第3号被保険者に係る手続を行った。」と供述しており、社会保険事務所（当時）において、61年6月7日付けで当該事務処理が行われたことが確認できる。

- 3 このほか、申立人の給与から事業主により両申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から47年5月まで

A事業所に昭和45年12月から47年5月までの期間において勤務し、B業務従事者として二人一組みで各地方へ出向いていた。当時、一緒に組んで勤務していたC氏はA事業所での厚生年金保険の被保険者記録が有るにもかかわらず、私の厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間のうち昭和46年11月1日から47年5月1日までの期間において、A事業所に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立事業所は、「申立期間当時の人事記録等は保管しておらず、申立人の当時の雇用形態、勤務期間、給与額や保険料控除等は不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述は得られない。

また、複数の同僚は、「入社してもすぐに退社する者がいたため、会社が社会保険に加入させていなかった者もいたと思う。」、「当時、会社は従業員に社会保険の加入を希望するか否かを確認するなどしており、本人が希望しなかった場合には加入させていなかったこともあったと思う。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶する同僚一人については、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立事業所では、当時、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうか

がえる。

さらに、複数の同僚の供述及び申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を検証したところ、入社して1年から5年後に厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が複数確認できることから判断すると、申立事業所では、当時、従業員について、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

加えて、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和45年11月15日から47年6月1日までの期間における厚生年金保険の被保険者記録に申立人の氏名等はなく、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月21日から49年5月31日まで

A事業所に昭和49年5月末までの期間において勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が48年10月21日と記録されていることに納得できない。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人のA事業所における離職日は、昭和48年10月20日であることが確認できるところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は前述の離職日の翌日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立事業所は、「当時の関連資料を破棄しているため、申立人が申立期間において勤務していた事実を確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等は得られない。

さらに、申立人が申立事業所を退職するときに業務を引き継いだとする同僚は、「申立人が退職したのは昭和48年秋ころのことであったと思う。私が退職したのが49年2月であったので、私より後でないことは確かである。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、当該同僚は、昭和49年2月26日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる上、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる二人は「申立人を知らない。」と回答しており、申立人が申立期間において勤務していたことをうかがわせる供述等は得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月20日から同年6月1日まで
昭和36年1月にA事業所B工場に入社し、同社が複数回名称変更している期間においても勤務していたが、会社の名称がC事業所B工場からD事業所になった直後の38年2月20日から同年6月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者記録が無い。引き続き勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が申立期間についてD事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、C事業所B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等において、昭和38年2月20日付けですべての従業員106人の厚生年金保険被保険者の資格を喪失させた上で、同日付けでD事業所に名称変更した後、同年6月1日に従業員72人について厚生年金保険被保険者の資格を再度取得させていることが確認できる。

また、申立期間当時、D事業所において、厚生年金保険の被保険者記録がある者は確認できないところ、適用事業所名簿において、C事業所B工場がD事業所に名称変更した昭和38年2月20日付けで、経営者が変更されていることが確認できること、及び複数の同僚の供述などから判断すると、C事業所B工場及びD事業所は、申立期間当時、経営主体の変更に伴い、従業員について、厚生年金保険被保険者資格の喪失及び取得手続を行った状況がうかがえる。

さらに、申立事業所は既に解散しており、当時の人事記録、給与台帳等を確認することができない上、申立人と同様、C事業所B工場において昭

和38年2月20日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している者のうち連絡先を把握することができた42人に調査を実施したが、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年8月27日から同年9月14日まで
申立期間については、船長としてA丸（船舶所有者は、B氏）に乗り組んでいたにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が確認できない。
船員手帳の記載内容からA丸に乗り組んでいたことは間違いなく、船員保険の適用船舶所有者に使用されている者は、船員保険の強制被保険者となるはずであると思うので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が申立期間についてB氏が所有するA丸に雇入れされていたことは確認できる。

しかし、船員手帳の記載については、i) 雇入契約の記載は、海上労働の特殊性を配慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り組む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている船員法に基づく労働契約の公認制度であること、ii) 国土交通省海事局及びC運輸局D運輸支局への照会結果によると、「平成17年1月4日以降は、雇入手続時に船員保険への加入の有無を確認し、加入していなければ雇入れできない取扱いになっているが、申立期間当時は、船員保険への加入が雇入手続の必須条件ではなく、同保険への加入状況は確認していなかった。」としていることから判断すると、船員手帳に記載のある雇入期間をもって、船員保険に加入していたことを推認することはできない。

また、船舶所有者名簿において、船舶所有者B氏は、昭和39年7月19日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時、船員保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚についても申立事業所に係る船員保険の被保険者記録は無い。

加えて、船員手帳に記載されている申立事業所の事業主は、「申立人や他の乗組員の名前は憶えていない。船員保険等の届出に係る手続は、私の父が行っていたが、既に死亡しており、当時の資料は残っていないため詳細は不明である。」と供述しており、申立人の申立期間における船員保険料の控除をうかがわせる資料及び供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料が無い上、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月1日から38年3月1日まで
A事業所に昭和36年3月に入社し、38年2月末日までの期間において勤務した。当時の給与額や厚生年金保険料の控除額は覚えていないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、既に廃業しており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等を確認できる関連資料等は得られない。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先が確認できた者に照会したが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立期間を含む昭和36年2月10日から38年5月1日までの期間において厚生年金保険被保険者の資格を取得している者の中に、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資

料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。